

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、定款および社内規則等に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役・監査役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会がリスクの把握・分析ならびに組織横断的なリスク管理体制を推進し、取締役にその実施状況を定期的に報告するとともに、必要により体制を見直すものとする。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標達成にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限および意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催する経営会議および経営診断を通じて、事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

また、取締役の職務の執行に対しては、労・使により構成される中央労使協議会等、各種委員会を適宜開催し、事業計画・重要組織変更・経営施策等を説明・協議して、効率性を確保するものとする。

④ 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

NOK企業行動憲章に基づき、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にするとともに、コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針に基づき、従業員教育の実施等により、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立し、推進するものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制規程に基づき、次のとおり子会社に対する体制を整備し、企業集団の業務の適正を確保するものとする。

また、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社および子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社管轄部門が管轄する子会社の経営状況を確認するとともに、本社機能部門がそれぞれの所管業務について、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を確認するものとする。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社機能部門が子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、本社機能部門・子会社管轄部門にその実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営者・管理職が参加する総合経営会議を半期毎に開催し、情報の共有、経営の透明性を図るものとする。当会議においてグループ経営施策・事業計画の推進状況の報告・討議を行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図るものとする。

二. 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、本社機能部門が子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立、推進させ、その推進状況を確認するものとする。

- ⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の職務を補助すべき使用人については、その職務権限・人選等を監査役と協議の上、法令等に精通し、監査役の補助ができる人材を置くものとする。
- ⑦ **前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する当社の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項**
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の補助業務中は監査役の指揮命令に従い、監査役会をはじめ監査役の主要な会議に出席し、監査役からの指示を実行するものとし、当該使用人を変更する場合は監査役と協議するものとする。
- ⑧ **当社および子会社の取締役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**
取締役会の諮問機関である内部統制監査委員会が、内部統制規程に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。
- ⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社に周知徹底するものとする。
- ⑩ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、監査役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。
- ⑪ **その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
取締役職務の執行を監督するため、監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査役が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。
また、会計監査人と監査役が定期的な意見交換を実施するものとする。
更には、代表取締役と監査役が相互に意見交換等を行う「代表取締役・監査役会」を定期的実施するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記(1)「業務の適正を確保するための体制の決定内容」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 情報の保存および管理体制の運用状況の概要

株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管・起案部門にて遅滞なく作成・起案し、適切に管理・保管しております。

② リスク管理体制の運用状況の概要

リスク管理規程に基づき、本社機能部門が組織横断的なリスク管理体制を整備し、リスクマネジメント委員会がリスクの把握・分析を行い、取締役にその実施状況を報告しております。

③ 効率的な職務執行体制の運用状況の概要

執行役員、上級管理職は職務権限・意思決定ルールに基づき迅速かつ効率的な業務執行を行っており、取締役は、経営会議（当期は4回）、経営診断（当期は10回）等を通じて、その業務執行を監督しております。また、取締役会（当期は14回）、中央労使協議会（当期は16回）、その他各種委員会を通じて、取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われているかを確認しております。

④ コンプライアンス体制の運用状況の概要

NOK企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を周知・徹底するとともに、従業員教育の実施や内部通報窓口の設置等により、法令、定款および社内規則等の遵守の取組を継続的に行っております。

⑤ グループ管理体制の運用状況の概要

- イ. 子会社の経営状況や当社の指示と支援の推進状況について、適宜報告を受けております。
- ロ. 子会社にリスク管理体制を整備させ、その実施状況について本社機能部門が報告を受けております。
- ハ. 総合経営会議を年2回開催し、企業集団全体の経営の効率性を確保しております。
- ニ. 子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備させ、法令、定款および社内規則等の遵守状況を定期的に確認しております。
- ホ. 当社および子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を年1回実施しております。

⑥ 監査役監査体制の運用状況の概要

- イ. 監査役と協議の上、法令等に精通し、監査役の補助ができる人材を、監査役の職務を補助すべき使用人として置いております。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会等に出席し、監査役からの指示に基づき職務を遂行しております。
- ハ. 内部統制監査委員会が、当社および子会社の業務の適正を確保する体制を年1回監査し、その結果を監査役会に報告しております。
- ニ. コンプライアンス規程において、内部通報窓口に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社および子会社に周知徹底しております。
- ホ. 監査役が監査方針、監査計画に基づき職務を執行できる費用を確保しております。
- ヘ. 監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、業務および財務の状況調査を行っております。
また、会計監査人とは定期的な意見交換を実施し、代表取締役とは「代表取締役・監査役会」を年2回開催しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,335	22,716	302,571	△374	348,250
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,373		△10,373
親会社株主に帰属する当期純利益			30,053		30,053
自 己 株 式 の 取 得				△2,200	△2,200
自 己 株 式 の 処 分				455	455
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		19			19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	19	19,680	△1,745	17,954
当 期 末 残 高	23,335	22,735	322,251	△2,119	366,204

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	47,343	34,253	△7,952	73,644	40,860	462,754
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△10,373
親会社株主に帰属する当期純利益						30,053
自 己 株 式 の 取 得						△2,200
自 己 株 式 の 処 分						455
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,320	△22,528	△11,554	△44,404	△2,900	△47,304
当 期 変 動 額 合 計	△10,320	△22,528	△11,554	△44,404	△2,900	△29,350
当 期 末 残 高	37,023	11,724	△19,507	29,239	37,959	433,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フローの状況 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物の 期末残高
88,503	△65,682	△24,008	94,032

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数
- ロ. 主要な連結子会社の名称

91社
 タイNOK Co., Ltd.
 ユニマテック株式会社
 日本メクトロン株式会社
 メクテック Corp.台湾
 シンジエテック株式会社

② 非連結子会社の状況

- イ. 主要な非連結子会社の名称
- ロ. 連結の範囲から除いた理由

メクテック 台湾（健益）
 非連結子会社の総資産額・売上高・当期純損益及び利益剰余金等の各合計は、連結計算書類上の総資産額・売上高・親会社株主に帰属する当期純損益及び利益剰余金等に対し、いずれも僅少であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- イ. 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
- ロ. 主要な会社等の名称

26社
 イーグル工業株式会社
 平和オイルシール工業株式会社
 フロイデンベルグNOKジェネラルパートナーシップ

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況 主要な会社等の名称

該当事項ありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

- イ. 新規連結子会社（6社）
- ロ. 連結範囲から除外した会社（2社）

メクテックヨーロッパプロダクションGmbH他5社
 SBC株式会社他1社

② 持分法の適用範囲の変更

持分法の適用範囲から除外した会社（3社）

フロイデンベルグテクニカルプロダクツリミテッドパートナーシップ他2社

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は41社であり、その事業年度末日は12月31日であります。このうちNOK INC.他1社につきましては、当該事業年度末日と連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行うこととしております。また、メクテックマニュファクチャリングCorp.珠海Ltd.他38社につきましては、連結決算日である3月31日に本決算に準じた仮決算を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社の製品・仕掛品は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。在外連結子会社は主として移動平均法又は先入先出法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

- 機械装置及び運搬具 4～10年
- . 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
海外子会社は、主として債権の実態に応じ貸倒見積額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員賞与の支払いに備えるため、主として支給見込額基準により計上しております。
 - ハ. 環境対策引当金
連結子会社の土壌汚染対策費用の支出に備えるため、必要額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 消費税等の会計処理方法
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ロ. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます）を、平成27年11月10日開催の取締役会決議により導入いたしました。

(1) E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進し、福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が「N O K持株会」に加入するグループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたりN O K持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日にN O K持株会に売却します。信託終了時に株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,904百万円、566千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度2,200百万円

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産	
土 地	120百万円
建物及び構築物等	720百万円
合 計	841百万円
② 上記に対応する債務	
短 期 借 入 金	112百万円
長 期 借 入 金	370百万円
合 計	483百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	373,636百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	69百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	173,138,537株	一株	一株	173,138,537株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	297,055株	655,093株	213,700株	738,448株

- (注) 1. 自己株式の数には、従業員持株 E S O P 信託口が所有する当社株式（当連結会計年度期首125千株、当連結会年度末566千株）が含まれております。
2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り293株及び従業員持株 E S O P 信託口が取得した当社株式654,800株であります。
3. 自己株式の数の減少は、従業員持株 E S O P 信託口が N O K 持株会及び市場に売却した当社株式であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,057	35.0	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	4,326	25.0	平成27年9月30日	平成27年12月3日

- (注) 1. 平成27年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員持株 E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 基準日平成27年9月30日には、従業員持株 E S O P 信託口が保有する当社株式はありません。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,326	利益剰余金	25.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

- (注) 平成28年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員持株 E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全かつ確実な投資対象により行い、また、資金調達については、主として金融機関からの借入により行う方針であります。デリバティブは、実需に基づく為替予約と、借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップとを利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する定めに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が財務担当役員に報告されております。

従業員に対する貸付金は、担保の提供を義務付け、かつ、退職時残高の退職金との相殺規定を定めております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は設備投資に備えた資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次の資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

従業員からの預り金は、固定金利であり、金利変動リスクはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	95,881	95,881	—
(2) 受取手形及び売掛金	132,012	132,012	—
(3) 投資有価証券	80,016	80,016	—
(4) 従業員に対する長期貸付金	4,257	4,709	451
資産計	312,168	312,620	451
(1) 買掛金	46,958	46,958	—
(2) 短期借入金	47,132	47,132	—
(3) 従業員預り金	15,943	15,943	—
(4) 長期借入金	21,307	21,339	31
負債計	131,342	131,374	31
デリバティブ取引計（※）	23	23	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)従業員に対する長期貸付金

当社グループでは、従業員に対する長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基準とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)従業員預り金

従業員からの預り金は、期間が1年以内であり、固定金利であるため、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、期末先物為替相場により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額81百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
757	7,469

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）または適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,293円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 173円97銭 |

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資 本 準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					特別償却 準 備 金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	23,335	20,397	20,397	2,983	29	1,028	76,044	80,085	△306	123,512
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△10,379	△10,379		△10,379
特別償却準備金の積立					7		△7	－		－
特別償却準備金の取崩					△9		9	－		－
固定資産圧縮積立金の積立						211	△211	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△90	90	－		－
当 期 純 利 益							21,239	21,239		21,239
自 己 株 式 の 取 得									△2,200	△2,200
自 己 株 式 の 処 分									455	455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△2	121	10,740	10,860	△1,745	9,114
当 期 末 残 高	23,335	20,397	20,397	2,983	27	1,149	86,785	90,945	△2,051	132,627

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	47,021	47,021	170,534
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△10,379
特別償却準備金の積立			－
特別償却準備金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当 期 純 利 益			21,239
自 己 株 式 の 取 得			△2,200
自 己 株 式 の 処 分			455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,048	△10,048	△10,048
当 期 変 動 額 合 計	△10,048	△10,048	△933
当 期 末 残 高	36,973	36,973	169,600

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社・関連会社株式及び出資金
移動平均法による原価法によっております。
 - ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 製品及び仕掛品
売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
 - ロ. 原材料及び貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 投資損失引当金
関係会社株式及び関係会社出資金の著しい価値の下落による損失に備えるため、当事業年度末における実質価額等を考慮して計上しております。
 - ③ 賞与引当金
従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理方法
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。
- (6) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます）を、平成27年11月10日開催の取締役会決議により導入いたしました。

(1) E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進し、福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が「N O K持株会」に加入するグループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたりN O K持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日にN O K持株会に売却します。信託終了時に株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度1,904百万円、566千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度2,200百万円

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	116,210百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	23,230百万円
長期金銭債権	3,387百万円
短期金銭債務	60,713百万円
長期金銭債務	17百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	40,813百万円
仕入高	169,502百万円
営業取引以外の取引高	63,747百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	203,678株	655,093株	213,700株	645,071株

- (注) 1. 自己株式の数には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含んでおります。
2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り293株及び従業員持株E S O P信託口が取得した当社株式654,800株を加算したものであります。
3. 自己株式の数の減少は、従業員持株E S O P信託口がN O K持株会及び市場に売却した当社株式であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰 延 税 金 資 産			
貸 倒 引 当 金	88		百万円
未 払 事 業 税 等	84		
賞 与 引 当 金	1,151		
減 価 償 却 超 過 額	1,607		
投 資 有 価 証 券	1,668		
投 資 損 失 引 当 金	215		
退 職 給 付 引 当 金	7,926		
そ の 他	494	13,236	
評 価 性 引 当 額		△ 1,177	
繰 延 税 金 資 産 合 計		12,059	
繰 延 税 金 負 債			
特 別 償 却 準 備 金	△ 11		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△ 317		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 15,620		
そ の 他	△ 1	△ 15,950	
繰 延 税 金 負 債 の 純 額		△ 3,890	

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.4
住民税等均等割額	0.2
税額控除	△ 2.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4
子会社吸収合併に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△11.7
その他	△ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.5%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は240百万円減少し、法人税等調整額が587百万円、その他有価証券評価差額金が827百万円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	日本メクトロン(株)	東京都港区	5,000	電子部品の製造・販売	直接 100%	製品の一部を当社が販売しております	資金の受入	—	CMS預り金	20,390
子会社	関西NOK販売(株)	大阪府大阪市	40	シール製品の仕入・販売	直接51.1%	当社製品の販売をしています	資金の受入	—	CMS預り金	3,423
関連会社	イーグル工業(株)	東京都港区	10,490	メカニカルシール等の製造・販売	直接29.0% 間接 1.3%	イーグル工業(株)製品の購入並びに当社製品の販売をしています	製品等の仕入	36,394	買 掛 金	3,468

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	正 和 地 所 (株)	東京都港区	80	不 動 産 賃 貸 業	被所有 直接 5.1%	—	建 物 等 の 賃 借	461	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の受入につきましては、市場金利を勘案の上、利率を決定しております。
2. 建物等の賃借及び製品等の仕入につきましては、市場の実勢価格等を勘案の上、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 983円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 122円88銭 |